

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 21.5.8 第 171 回国会第 9 号

5月8日(金)、第9回の委員会が開かれました。

1 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)

- ・塩谷文部科学大臣、宮崎内閣法制局長官、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び長尾国立国会図書館長に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民)
- ・馳浩君外4名(自民、民主、公明、共産、社民)から提出された附帯決議案について、和田隆志君(民主)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
(賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

高井美穂君(民主)

- ・障害者の情報利用に資するため、著作権者に無許諾で行える範囲を拡大することを内容とする今回の法改正により、具体的に障害者や障害を持つ子どもが通う学校、図書館、ボランティアの活動にどのようなメリットがあるのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・弱視の子どもが使用するため、ボランティアが作成している副教材の拡大写本については、法改正後も著作権者の許諾が必要なのか。改正案では障害者福祉に関する事業を行う者は政令で定めるとされているが、拡大写本のボランティア団体を事業者として政令で定めることは可能なのか。
- ・国立国会図書館の電子図書について、視覚障害者が利用しやすい形で提供されるよう求める要望が出ているが、どのように考えているか。また、同図書館が検討しているとされる電子図書館構想について国立国会図書館長の見解を伺いたい。
- ・インターネット社会において、国民全てが著作権と関わりを持つ状況になっており、著作権教育の重要性を感じるが、大臣の見解を伺いたい。

松野頼久君(民主)

- ・公正取引委員会が社団法人日本音楽著作権協会に対して本年2月27日に出した排除措置命令について、同協会が私的独占や不当な取引制限をした事実があるのか、公正取引委員長の見解を伺いたい。また、海外においては楽曲利用許諾に関して包括契約が一般的であることや新規参入の著作権等管理事業者が管理する楽曲の利用状況等にかんがみても、同協会が独占禁止法

第3条(私的独占の禁止)に抵触する行為を行っていたとは考えられないが、同協会に対してどのような対応を求めているのか、公正取引委員長の見解を伺いたい。

川内博史君(民主)

- ・第30条の違法配信からの私的録音録画に係る権利制限規定の改正に当たっての立法事実及びインターネット利用者の立場に配慮して損害賠償請求を行う場合の事前の警告等の必要性等について権利者側の業界に対しどのように指導するのか伺いたい。
- ・第47条の8の電子計算機における著作物の利用に伴う複製の改正についての具体的内容及び「電子計算機」に携帯電話機が含まれるのか伺いたい。
- ・レーベルモバイル株式会社等の提供による着うたフルの1曲の価格が高いことについての大臣の見解を伺いたい。また、レコード事業者等4社が、レーベルモバイル株式会社以外の着うた提供事業者に対する利用許諾を拒絶していることが、独占禁止法違反被疑事実となっている件についての公正取引委員会の認識を伺いたい。
- ・日本版フェアユース規定の導入についての知的財産戦略本部、文化庁、大臣の見解をそれぞれ伺いたい。

和田隆志君(民主)

- ・違法配信からの私的録音録画に係る権利制限規定の改正を行うに当たって、適法配信に係る楽曲等が適正な価格で販売されるよう、業界に対する指導を行う必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

- ・米国グーグル社のブックサーチをめぐる集団訴訟について、同社の和解案に関する情報を日本の著作権者が認知しないうちに和解期限が到来してしまう危険性について、大臣の見解を伺いたい。
- ・若者に対する著作権教育の在り方について、大臣の見解を伺いたい。

石井郁子君(共産)

- ・私的録音録画補償金制度の今日的な意義について、文化庁の見解を伺いたい。また、同制度の見直しについて、関係者の合意が得られない状況にあると承知しているが、その原因について伺いたい。
- ・ある家電メーカーが特定のデジタル録画機器に関して、私的録音補償金の徴収に協力しない旨を補償金管理団体に通知した。そこで、私的録音録画補償金制度について規定した現行著作権法第 30 条第 2 項の内容につ

いて、文化庁の見解を伺いたい。また、補償金徴収への協力を拒否するメーカーに対して、是正を求めていく必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

日森文尋君(社民)

- ・米国グーグル社のブックサーチをめぐる集団訴訟の経緯と概要について伺いたい。また、同集団訴訟においては、我が国の著作権者もその和解プロセスに含まれるとのことであるが、その法的根拠及び政府の今後の対応策について伺いたい。
- ・日本版フェアユースについて、その概要及びアメリカにおけるフェアユースとの相違点について伺いたい。また、知的財産戦略本部において実施されたパブリック・コメントにおいては、日本版フェアユースの導入について慎重な意見も寄せられているが、その導入についての文化庁の見解を伺いたい。

2 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第 66 号)

- ・塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました。